

公 告

東会業公第A 004号
令和5年1月31日

分任契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科長 浅川 昇

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	予定数量	契約期間
陸上自衛隊朝霞駐屯地 地で使用するガス	仕様書のとおり	m ³	入札説明書 による	入札説明書による

(2) 需要場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地（東京都練馬区大泉学園町）

(3) 入札の方法

- ア 入札金額は、概算の総価とし、消費税相当額を含まない金額とする。
- イ 入札金額（概算の総価）は、契約期間内の各月ごとの使用予定数量と各社が設定する単価を乗じて得た額（月ごとの概算額：円位未満の端数は切り捨て、整数とする。）の総合計額を記載すること。この際、単価には消費税相当額を含まないものとする。
- ウ 各月ごとの概算額を算出するにあたり、m³単価のほか、基本料金等の計上が必要な場合は、実態に合わせて入札書に明記すること。
- エ 契約にあたっては、入札書に記載された「単価」をもって単価契約を締結する。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人間関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「物品の販売」がB等級以上に格付けされ、競争参加地域が「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (7) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

3 入札説明会

- (1) 入札説明書の交付のみとし、説明会は実施しない。
- (2) 入札説明書の交付時期等
令和5年1月31日（火）から令和5年2月20日（月）
8時45分から17時00分（12時から13時は除く）
陸上自衛隊朝霞駐屯地 A-2庁舎1階 東部方面会計隊本部 業務科

4 入札の日時及び場所

令和5年2月21日（火）10時00分 陸上自衛隊朝霞駐屯地C庁舎1階 入札室

5 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない場合
- (4) 入札者が誰であるか識別し難い場合
- (5) 電報、電話、FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内であつ最低入札価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された概算の総価（税抜）をもって判断する。
- (2) 落札決定にあたり、入札価格（概算の総価）に当該金額の消費税相当額（当該金額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を加算した金額をもって落札金額とする。

7 保証金

- (1) 入札保証金 免除
但し、落札者が契約を結ばないときには、入札金額（概算の総価）に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 免除
但し、契約者が契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額以上を違約金として徴収する。

8 契約書作成に関する事項

- (1) 「単価」による契約書を作成、締結する。
- (2) 落札者は落札決定後、遅滞なく契約書を作成提出すること。細部については、入札説明書による。
- (3) 附則する特約条項 「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「単価契約に関する特約条項」

9 その他

- (1) 入札にあたっては、「入札及び契約心得」を熟知した上で参加すること。
「入札及び契約心得」は会計隊本部業務科契約班及び会計隊ウェブサイトにて掲示する。
- (2) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。
- (3) 入札までに資格決定通知書（写）を契約班まで提出すること。
- (4) 郵便による入札は令和5年2月20日（月）17時00分までに必着とする。
封書には社名、入札日時及び件名を記載し、また朱書きで入札書在中と明記すること。到着の有無は、発送者の責任において確認すること。
- (5) 代表者以外（代理人）が入札に参加する場合は、委任状を提出することとし、入札に参加する者は日本国籍を有すること。
- (6) 請求は、振込手数料を要しない払込取扱票等を添付するものとする。ただし、払込取扱票等を添付出来ない場合については、官側に発生する振込手数料は業者側が負担するものとする。
- (7) 本件入札においては郵便入札を可とする。
初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日時：令和5年2月24日（金）14時00分
イ 場所：陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室
ウ 郵便：令和5年2月24日（金）13時00分までに必着
- (8) 入札に関する問い合わせ先
〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科 契約班 担当 川崎
電話 048-460-1711（内線5410）
FAX 03-3924-4312（直通）

仕様書に関する問い合わせ先

朝霞駐屯地業務隊管理科営繕班 担当 滝口（内線4363）

入 札 説 明 書

陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用するガス

令和5、6年度版

陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科

入札公告（令和5年1月31日付）に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官名

分任契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科長 浅川 昇

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用するガス

ア 令和5年度 3, 261, 000 m³（予定年間ガス使用量）

イ 令和6年度 3, 452, 000 m³（予定年間ガス使用量）

(2) 調達物件の特質

仕様書による

(3) 契約期間

令和5年5月1日00:00～令和6年3月31日24:00

令和6年4月1日00:00～令和7年3月31日24:00

(4) 陸上自衛隊朝霞駐屯地（東京都練馬区大泉学園町）

(5) 入札金額は、概算の総価とし、消費税相当額を含まない金額とする。

入札金額（概算の総価）は、契約期間内の各月ごとの使用予定数量と各社が設定する単価を乗じて得た額（月ごとの概算額：円位未満の端数は切り捨て、整数とする。）の総合計額を記載すること。この際、単価には消費税相当額を含まないものとする。

各月ごとの概算額を算出するにあたり、m³単価のほか、基本料金等の計上が必要な場合は、実態に合わせて入札書に明記すること。

契約にあたっては、入札書に記載された「単価」をもって単価契約を締結する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人間関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「物品の販売」がB等級以上に格付けされ、競争参加地域が「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること
- (7) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

4 入札等に関する事項

- (1) 入札説明書の交付時期等
令和5年1月31日（火）から令和5年2月20日（月）
8時45分から17時00分（12時から13時は除く）
陸上自衛隊朝霞駐屯地 A-2庁舎1階 東部方面会計隊本部 業務科
- (2) 入札の日時及び場所
令和5年2月21日（火）10時00分
陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室
- (3) 入札の無効
 - ア 入札資格のない者の入札
 - イ 入札に関する条件に違反した者の入札
 - ウ 入札金額が明瞭でない場合
 - エ 入札者が誰であるか識別し難い場合
 - オ 電報、電話、FAXによる入札
 - カ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
 - キ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合
- (4) 代理人による入札
代理人により入札する場合には、入札までに委任状を提出することとし、入札に参加する者は日本国籍を有すること。
- (5) 再度入札の取扱い
開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。（入札書は複数枚用意すること）但し、初度の入札において郵便入札が含まれる場合の再度入札時期は第7項（6）による。

(6) 落札者の決定方法

最低価格落札方式（令和5年度と令和6年度の合計金額）とする。

ア 本入札説明書2（5）に従い入札書を提出した者であって、本入札説明書3の競争参加資格要件を満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の総価（令和5年度と令和6年度の合計金額）をもって判断する。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

5 保証金

(1) 入札保証金 免除

但し、落札者が契約を結ばない時には、入札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金 免除

但し、契約者が契約を履行しない時には、契約金額の100分の10に相当する金額以上を違約金として徴収する。

6 契約書に関する事項

(1) 落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

なお、契約書は、全期間（令和5年5月1日～令和7年3月31日）のものほかに、各年度分を作成する。

(2) 契約書に付する特約条項

ア 「談合等の不正行為に関する特約条項」

イ 「暴力団排除に関する特約条項」

ウ 「単価契約に関する特約条項」

7 その他

(1) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。

(2) 代金の請求方法

請求は、振込手数料を要しない払込取扱票等を添付するものとする。ただし、払込取扱票等を添付出来ない場合については、官側に発生する振込手数料は業者側が負担するものとする。

(3) 郵便による入札は、令和5年2月20日(月)17時00分までに必着とする。

封書には社名、入札日時及び件名を、また朱書きで入札書在中と明記し到着の有無を確認すること。

(4) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。

(5) 入札開始前までに、資格審査決定通知書の写しを提出すること。

- (6) 本件入札において郵便入札を可とする。
初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
- ア 日時：令和5年2月24日（金）14時00分
 - イ 場所：陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室
 - ウ 郵便：令和5年2月24日（金）13時00分までに必着
- (7) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であることを証明するものの写しを入札開始前までに提出すること。